

《參考資料》

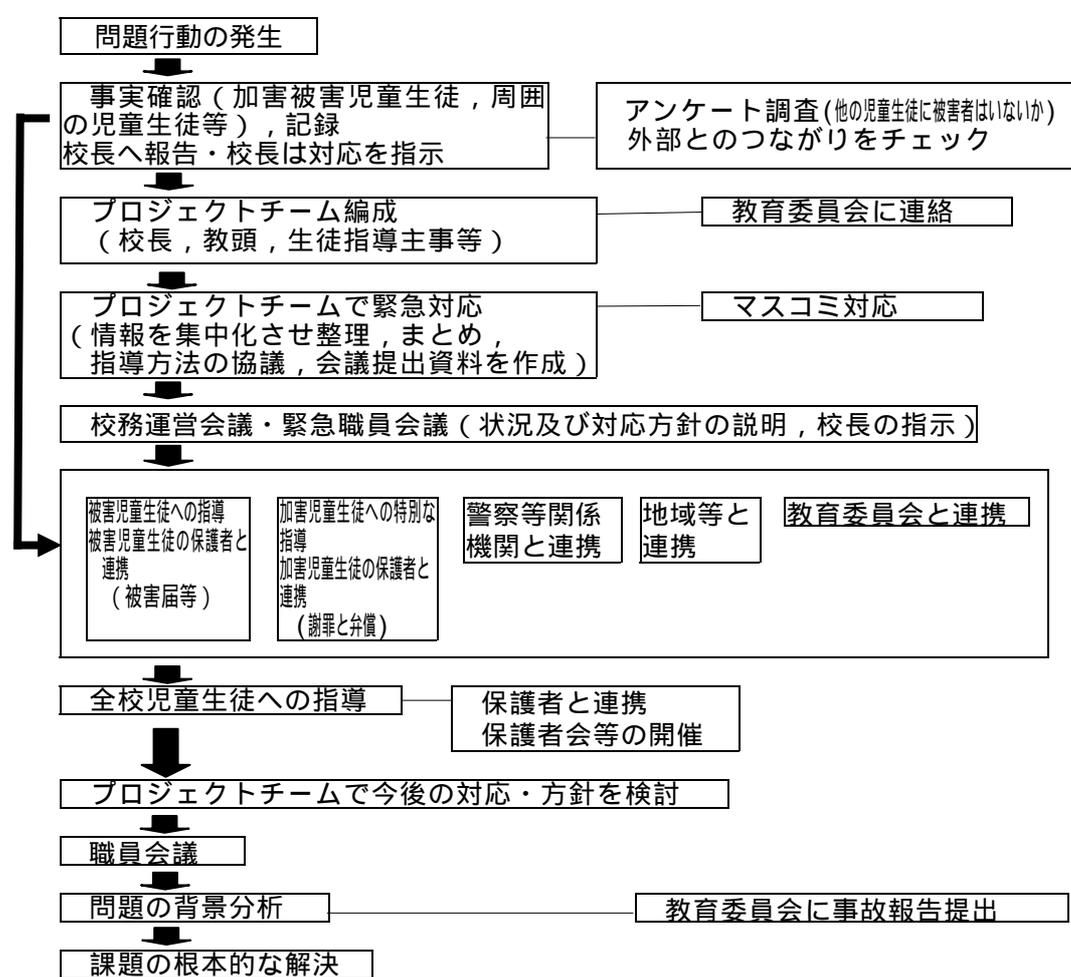
1 具体的な問題行動に関する対応（例）

（1）校内

ア 金銭強要

- 1 予測と防止
 - （1）教職員の研修等において、事例研究を行い最新の実態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
 - （2）日頃から、児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導、また、社会のルールを守る規範意識を育てる取り組みを行う。
 - （3）児童生徒間の望ましい人間関係づくりや、児童生徒が悩みや不安などを相談しやすい相談体制をつくる。
 - （4）学級通信等を活用して、不必要なお金を持ってこないよう、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

- （1）全校児童生徒に規範意識を育てるとともに、自然体験活動やボランティア活動を行うなど教育内容を工夫し、人間としての在り方生き方についての指導を徹底する。
- （2）教職員が毅然とした態度で指導が行えるように校内研修を行うとともに、金銭強要は絶対に許さないという学校の方針を明確にする。
- （3）気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- （4）保護者に対して、金銭強要は絶対に許されないという規範意識を児童生徒に持たせるよう協力を依頼する。

イ 暴力行為

1 予測と防止

- (1) 教職員の研修等において、事例研究を行い最新の事態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
- (2) 児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導、また、社会のルールを守る規範意識を育てる取組を行う。
- (3) 定期的に校内の巡回を行うとともに「いかなる暴力も許さない」ことを日常的に徹底して指導する。
- (4) 学級通信等を活用して児童生徒への啓発活動、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

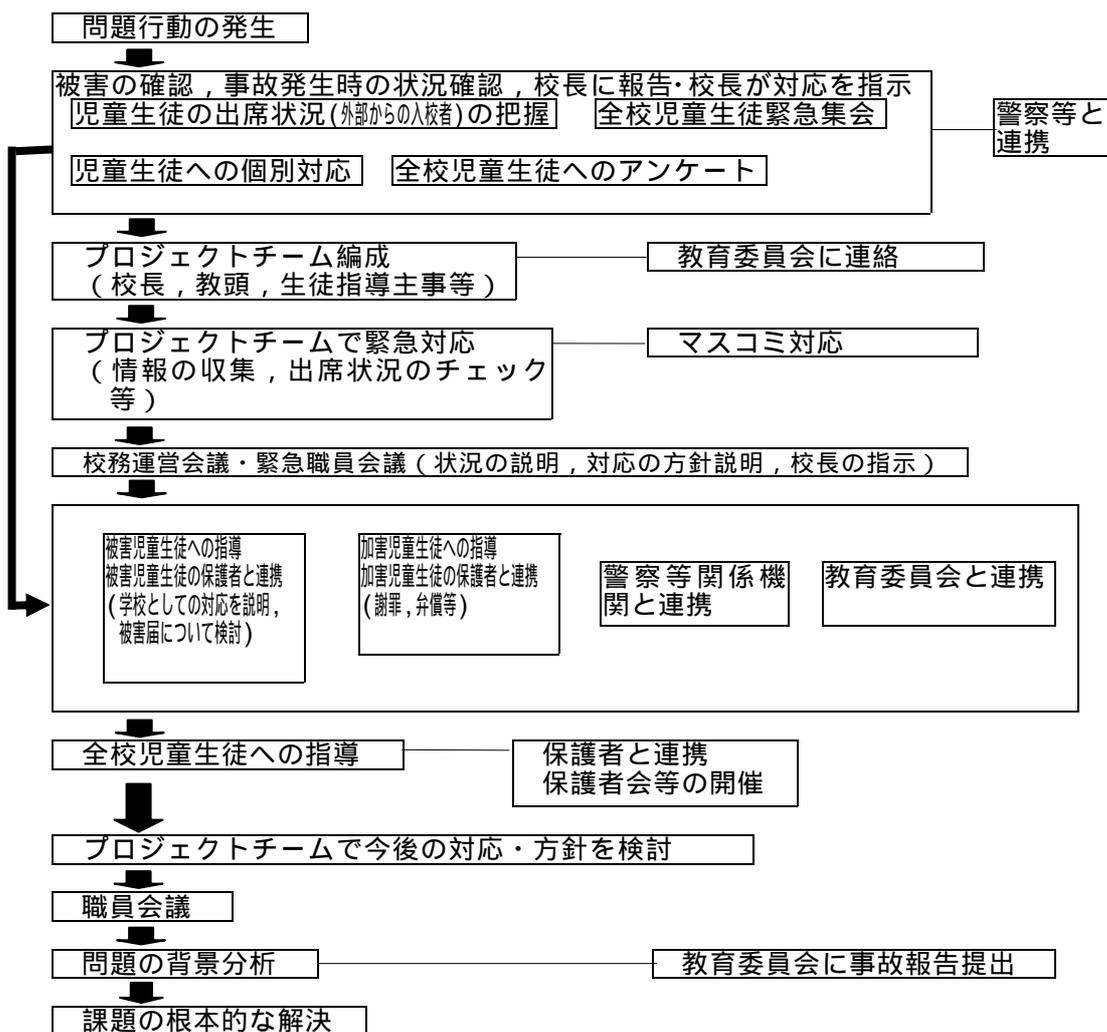
- (1) 全校児童生徒に対して暴力行為は絶対に許すことのできない犯罪行為であることの意識を持たせるよう指導する。
- (2) 被害を訴えることは勇気ある行動で、より大きな問題を防ぐことにつながることを日常的に指導する。
- (3) 教職員が毅然とした態度で指導が行えるよう、体制づくり・対応方法などについて定期的に校内研修会を開く。
- (4) 通学途中や家庭での様子から兆候がつかめるよう、地域や保護者との連携を図る。

ウ 教室における盗難

1 予測と防止

- (1) 部外者の無断入校の禁止の看板，教室の移動の際の施錠，貴重品管理の徹底，教職員による校内の巡回など学校，教室管理を徹底する。
- (2) 児童（生徒）会活動，学級（ホームルーム）活動等において，貴重品の管理や，不要な物品は学校へ持ってこないことや，自分の持ち物に名前を書くことなどを指導しておく。
- (3) 学級（ホームルーム）担任や教科担任，養護教諭等により，全校児童生徒の欠席・遅刻や早退，授業への出席状況など児童生徒の所在の把握を徹底する。
- (4) 学級通信等を活用して貴重品や不必要なお金を持たせないよう保護者へ協力を求め，学校と保護者が一体となって取り組む。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

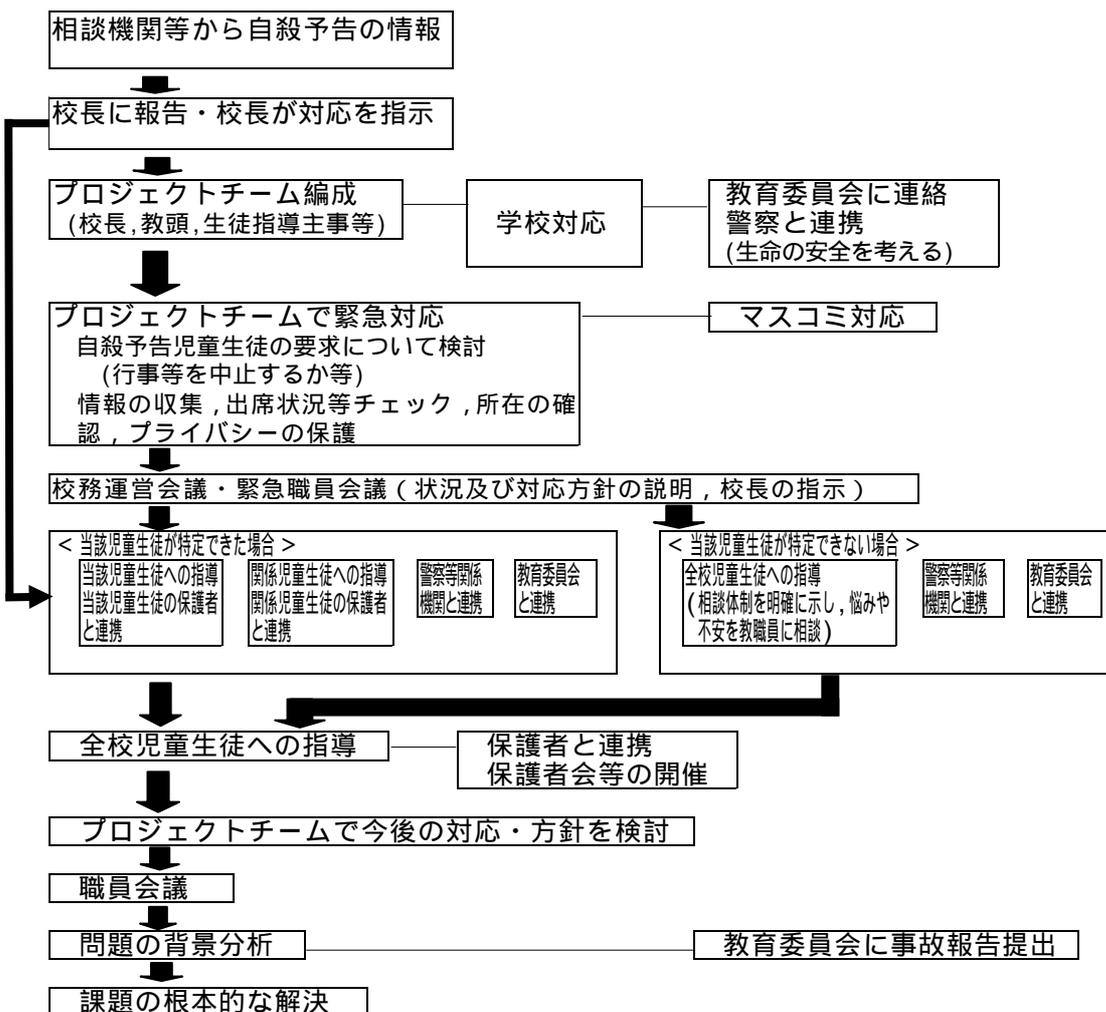
- (1) 当該児童生徒への指導については，保護者と十分に連携して背景を明らかにし取り組む（カウンセラーや専門機関とも連携して取り組む）。
- (2) 他の問題行動（万引き，金銭強要，いじめ，暴走族等）との関連を含め，気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- (3) 保護者に対して，盗難に対しては毅然として対応することなど学校の方針を明確にするとともに，貴重品や不必要なお金などを学校に持参させないことを協力依頼する。

エ 自殺予告

1 予測と防止

- (1) 「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- (2) 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- (3) 関係機関と連携し、相談体制の確立を図る。
- (4) 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取り組む体制を確立する。
- (5) 自殺予告電話などへの対応・方針について、あらかじめ研修をしておく。

2 実際の対応

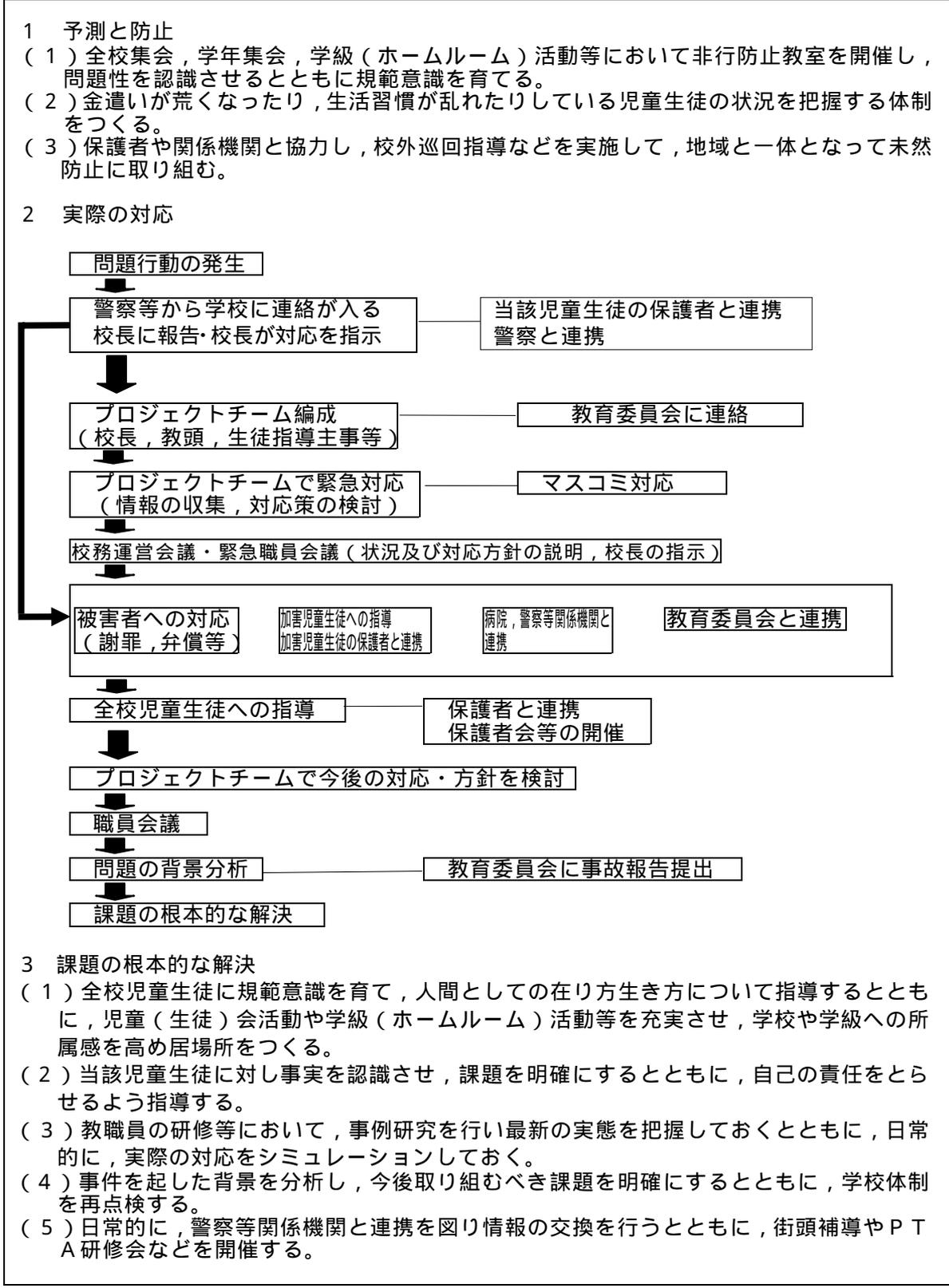


3 課題の根本的な解決

- (1) 自然とのふれあいや奉仕活動・勤労体験など教職員と児童生徒の共通の生活体験の場を設定し、ふれあいを深めたり、居場所をつくるよう取り組む。
- (2) 関係機関と連携し教職員研修を行い、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制を確立するとともに、日常的に児童生徒に関する情報交換の場をもつ。
- (3) 学校での児童生徒の状況、家庭での状況について、日常的に、情報交換できるよう保護者との連携を図る。
- (4) 児童(生徒)会活動や学級(ホームルーム)活動等において悩みや不安を訴える手段として、自殺予告の電話などは問題の根本的な解決にはならないことを徹底して指導する。

(2) 校外

ア ひったくり

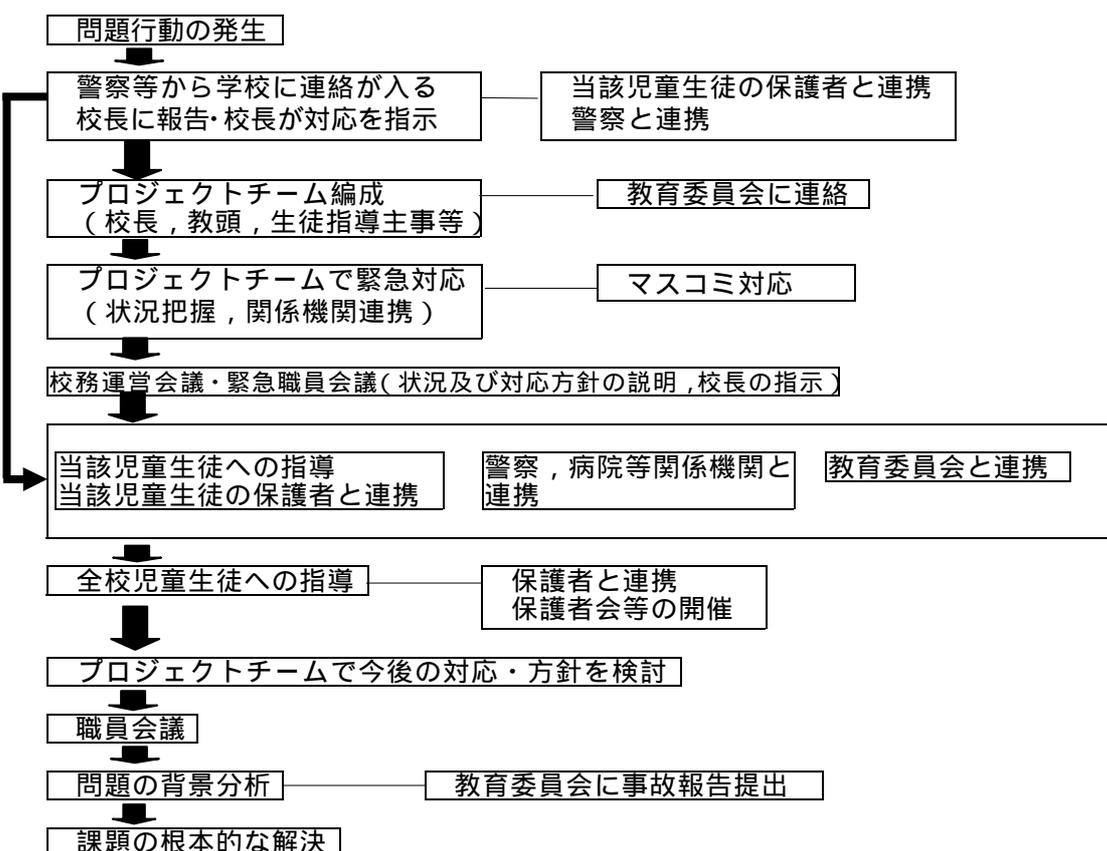


イ ガスパン遊び，シンナー・覚せい剤使用

1 予測と防止

- (1) 薬物乱用やガスパン遊び等の有害性，危険性等について，教職員の研修等において確認しておくとともに，実際の対応についてもシミュレーションしておく。
- (2) 全校集会，学年集会，児童（生徒）会活動，学級（ホームルーム）活動等において，関係機関と連携し非行・薬物防止教室を開くなど，薬物乱用やガスパン遊び等の有害性，危険性を認識させる。
- (3) 保護者との連携を密にし，家庭での子どもの状況等について情報交換できるよう協力を依頼する。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

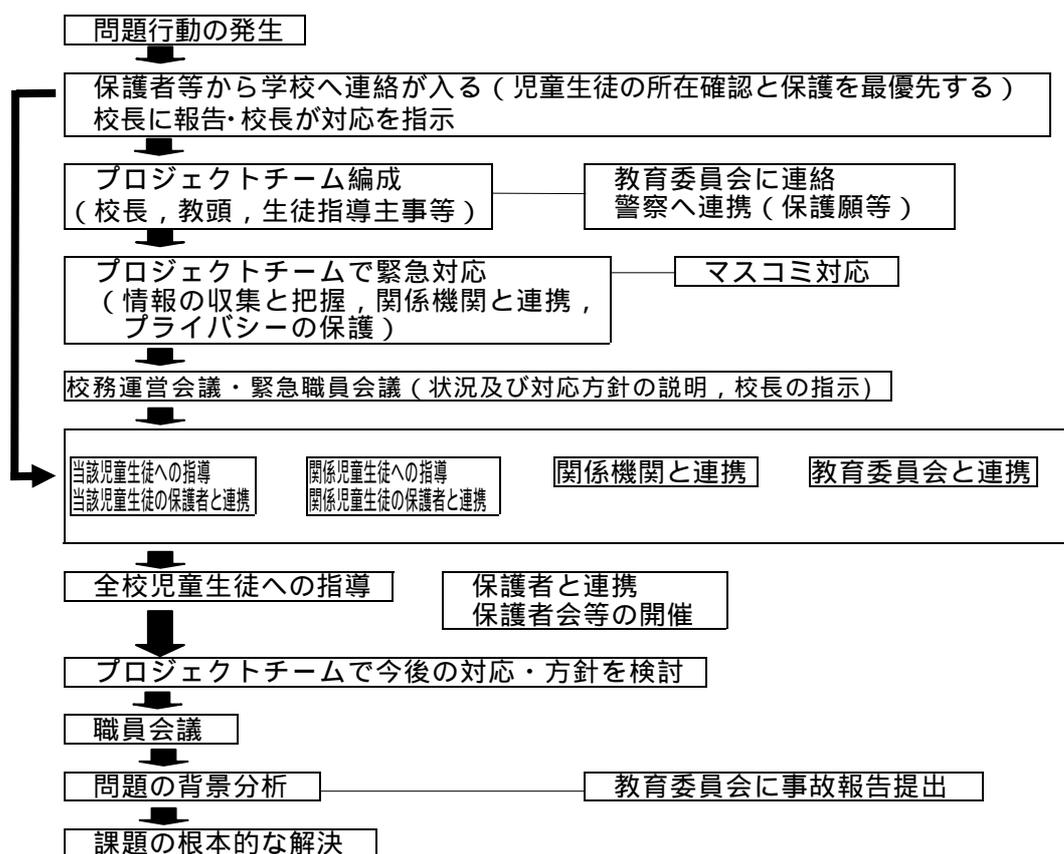
- (1) 未然防止のため，全校児童生徒に対し，薬物はたとえ1回でも使用すれば，身体的に有害，危険であることや所持しているだけで法律に違反し罰せられることについて，非行・薬物防止教室等で指導を徹底させる。
- (2) 日常的に，児童生徒の表情や行動，交友関係等を細かく観察し，情報交換ができる体制をつくる。
- (3) 警察等関係機関と連携し，教職員が研修を行い最新の知識と情報を持つよう努める。
- (4) 学校通信や保護者懇談会などをおして，薬物乱用に対する啓発活動や資料提供を行うとともに家庭と緊密な連携をとる。

ウ 家出など

1 予測と防止

- (1) 教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- (2) 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- (3) 関係機関と連携し、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制の確立を図るとともに、児童生徒の行動や心情を細かく観察できる体制をつくる。
- (4) 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取り組む。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

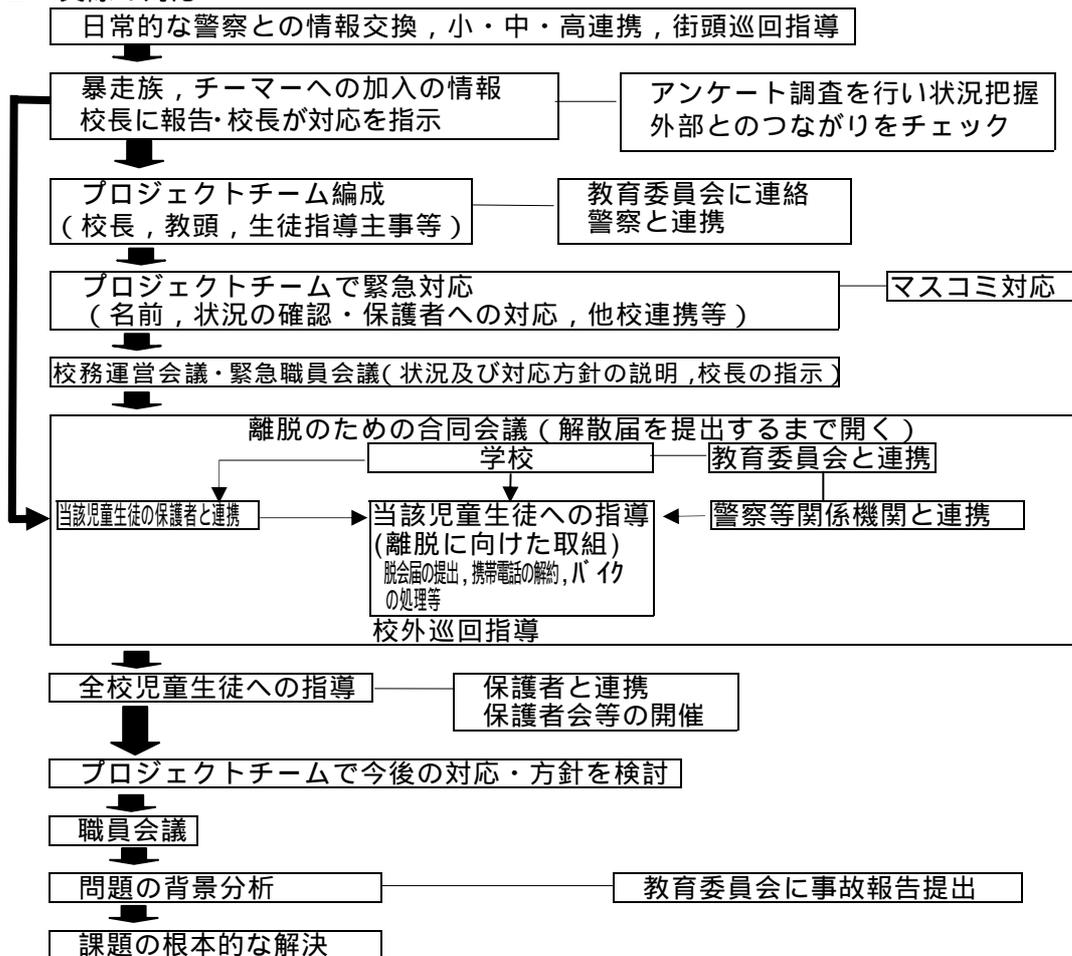
- (1) 学校教育活動全般を通じて、学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図るとともに児童生徒と教職員、児童生徒同士の望ましい人間関係がつかれるよう教育内容を工夫する。
- (2) 家出をした児童生徒への事後対応は温かい態度で接し、本人の気持ちを整理させ、時間をかけて指導する。
- (3) 関係機関と連携し、教職員がカウンセリングなどについての研修を行い教育相談体制を確立する。
- (4) 関係機関、家庭と連携を図り、協力しながら児童生徒に対応できる体制を確立する。

エ 暴走族，チーマー

1 予測と防止

- (1) 暴走族やチーマーの実態を把握するため教職員が研修等を行うとともに、定期的に、小・中・高校・警察等関係機関との連携、公園等の街頭巡回指導などを行い状況把握に努める。また、児童生徒の服装や言動等からも情報を収集する。
- (2) 全体集会、学年集会、学級（ホームルーム）活動等において、暴走族の凶悪性、危険性等を正しく認識させるとともに、非行防止教室を開くなど、規範意識を育て、絶対に加入させない指導をする。
- (3) 暴走族に加入している情報を得た場合、学校、保護者、警察が合同会議を持つなど、一体となって離脱に向けて粘り強く取り組む。また、保護者に対してグループの通信手段として使われる携帯電話等を解約させたり、安易に買い与えたりしないなど協力を求める。

2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

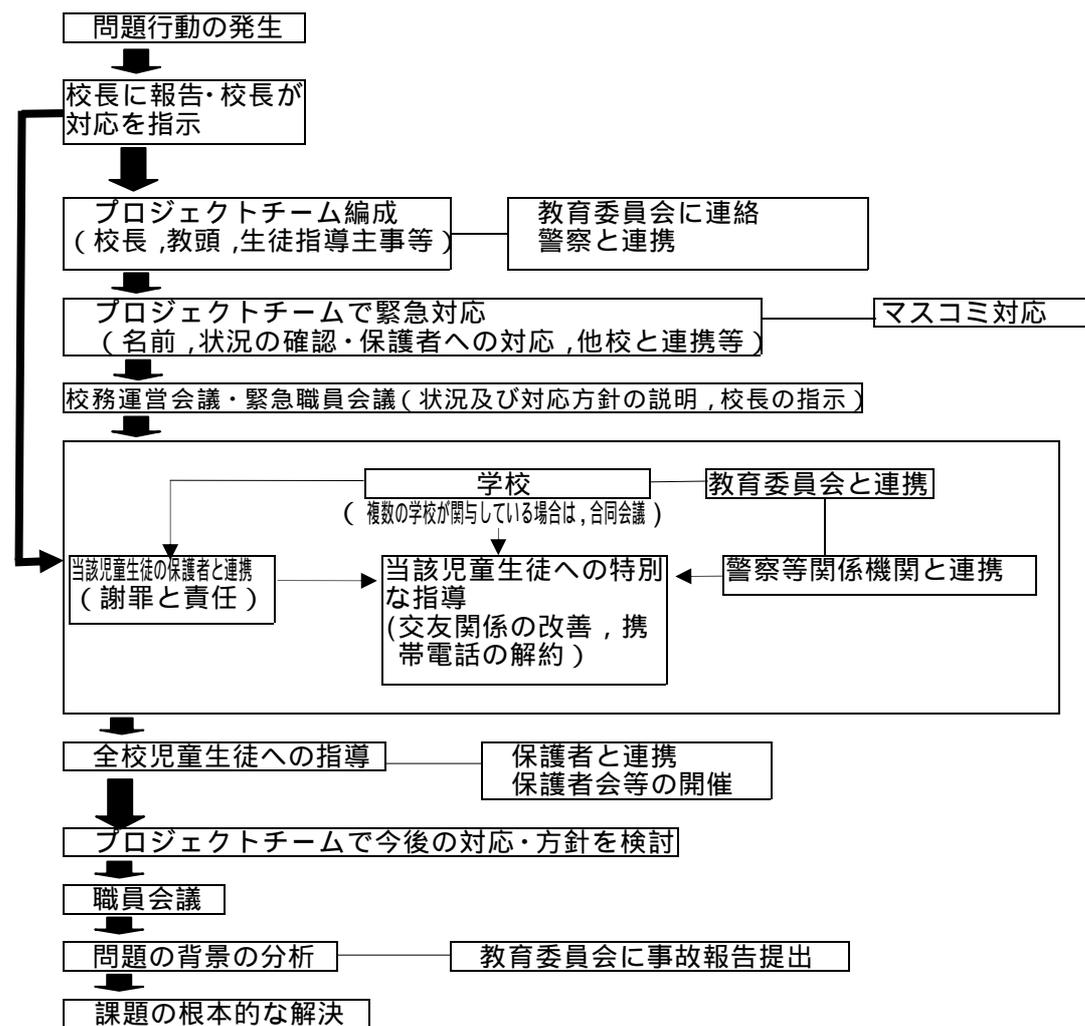
- (1) 警察等の関係機関と連携し、当該児童生徒に対し、交友関係の改善を図りながら、暴走族から離脱するよう取り組む。
- (2) 全校児童生徒に対し、非行防止教室を開き、暴走族の実態、犯罪性など十分説明し、加入させないよう取り組む。
- (3) 日常的な小・中・高連携を行い、常に情報交換できる体制をつくる。
- (4) 警察等関係機関と連携し、教職員が研修を行う。
- (5) 学校通信等を活用し、暴走族が暴力団とつながりをもっていることや犯罪性を十分理解してもらい、絶対に入らせないよう協力を依頼するとともに、警察で行われている暴走族離脱の説得活動や保護者の会の設立などに協力を求め、学校、家庭、地域及び警察が一体となって取り組む。

オ 集団での暴力行為

1 予測と防止

- (1) グループ内外のトラブルから事件を引き起こすことが多いため、交友関係等を把握するよう努める。また、定期的に小・中・高校・警察関係機関との情報交換を行い、情報の提供、収集を行う。
- (2) 児童(生徒)会活動、学級(ホームルーム)活動等において、暴力は絶対に許すことのできない犯罪行為であることについて指導するとともに、社会のルールを守ることの大切さや規範意識を育てる指導を行う。
- (3) 暴走族やチーマーとの関係を考慮して、学校、保護者、警察が合同会議を持つなど、一体となって取り組む。また、保護者に対してグループの通信手段として使われる携帯電話等を解約させたり、安易に買い与えたりしないなど協力を求める。

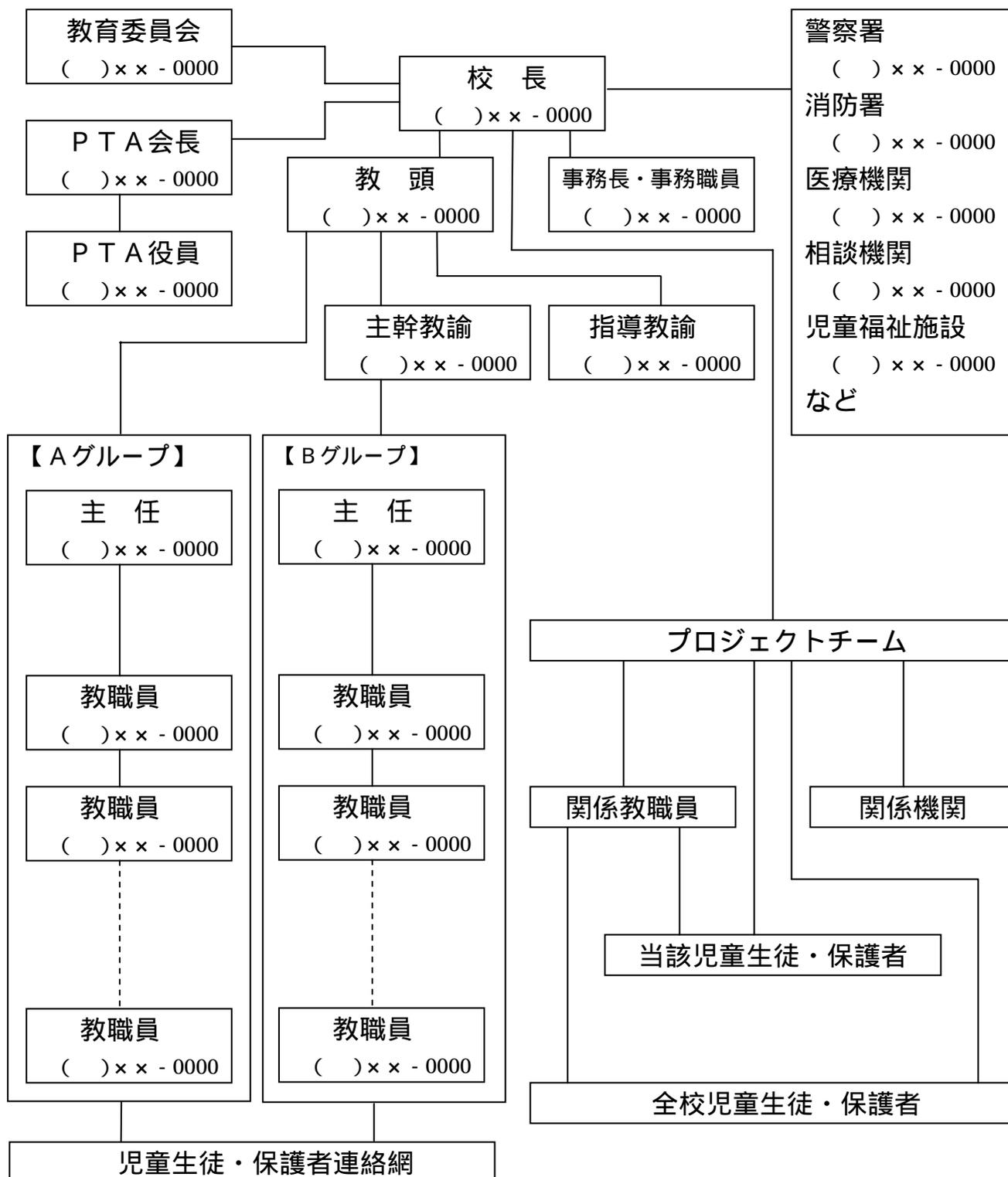
2 実際の対応



3 課題の根本的な解決

- (1) 警察等の関係機関と連携し、当該児童生徒に対し、交友関係の改善を図るよう指導する。また、児童(生徒)会活動や学級(ホームルーム)活動を充実させ、学校、学級(ホームルーム)への所属感を高め居場所をつくるよう取り組む。
- (2) 日常的な小・中・高連携を行い、常に交友関係等情報交換できる体制をつくる。
- (3) 学校通信等を活用し、保護者や地域に対して暴力行為の犯罪性を十分理解してもらい、保護者の会を設立するなど、暴力を絶対に許さない取組を地域ぐるみで進める。

2 学校における緊急連絡体制（例）



注)

- 1 連絡事項は簡潔明瞭に箇条書にしてメモしておく。
- 2 緊急連絡網を作成し、実際に連絡を行い確認しておく。
- 3 連絡が確実に伝わったかどうか確認できる体制をつくっておく。

3 広島県相談機関ネットワーク

